

別紙1

第2 指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

1 訪問介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定訪問介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

介護福祉士その他の指定訪問介護の提供に当たる従業者（以下「訪問介護員等」という。）を常勤換算で2.5名以上配置し、そのうち、次の各号のいずれかに該当する者1名以上をサービス提供責任者として常勤の形態により配置すること

- ① 介護福祉士
- ② 訪問介護員養成研修1級課程を修了した者
- ③ 訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上のもの

(2) 管理者

常勤の管理者1名を置くこと。

- ① 当該事業所の常勤の訪問介護員等との兼務可
- ② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

3. 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 内容、手続の説明及び同意

事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービス

の選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

③ サービス提供困難時の対応

事業者は、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡を行い、又は適当な他の指定訪問介護事業者等を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

④ 受給資格等の確認

- ・ 事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証（資格者証を含む。以下同じ。）によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。
- ・ 事業者は、利用者が提示する被保険者証に、法第27条第8項第2号に掲げる事項に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って指定訪問介護の提供を行わなければならない。

⑤ 要介護認定等の申請に係る援助

- ・ 事業者は、指定訪問介護の提供の際に、要介護認定等を受けていない者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者を援助しなければならない。
- ・ 事業者は、居宅サービス計画が作成されていない場合には、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する1か月前にはなされるよう、利用者に対して必要な援助を行わなければならない。

⑥ 心身の状況等の把握

事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際しては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健、医療又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

⑦ 居宅介護支援事業者等との連携

- ・ 事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

⑧ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

事業者は、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ることにより、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス（法第41条第6項（法第53条第4項により準用する場合を含む。）の規定により居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費が利用者により当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅サービス費又は居宅支援サービス費に係る指定居宅サービスを言う。以下同じ。）として受けることができる旨を説明するとともに、居宅介護支援事業者に関する情報を提供する等法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

⑨ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

⑩ 居宅サービス計画の変更の援助

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行わなければならない。

⑪ 身分を証する書類の携行

事業者は、当該事業所の訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

⑫ サービスの提供記録の記載

事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項又は法第53条第4項の規定により利用者によって支払いを受ける保険給付の額その他必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載しなければならない。

⑬ 利用料等の徴収

- ・事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問介護を提供した際は、利用料として、当該指定訪問介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者によって支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・事業者は、同一事業所において、指定訪問介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・事業者は、前二項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費の支払いを利用者から受けることができる。

- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

⑭ 保険給付の償還請求のための証明書の交付

事業者は、指定訪問介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録書を利用者に対して交付しなければならない。

⑮ 利用者に関する市町村への通知

事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

⑯ 指定訪問介護の基本取扱方針

- ・指定訪問介護は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、日常生活上の援助の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑰ 指定訪問介護の具体的取扱方針

訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護の実施に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- 二 指定訪問介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問介護の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し、適切な相談、助言等を行う。

⑱ 訪問介護計画の作成

- ・サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成し、利用者又はその家族に説明しなければならない。

- ・訪問介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑱ 緊急時等の対応

訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑳ 同居家族に対するサービス提供の禁止

事業者は、事業所の訪問介護員等に、その同居家族たる利用者に対する指定訪問介護の提供をさせてはならない。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者及びサービス提供責任者の責務

- ・管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- ・管理者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。
- ・管理者は、事業規模に応じて、適当数のサービス提供責任者を選任し、指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行わせなければならない。

② 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

③ 勤務体制の確保等

- ・事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ・事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。
- ・事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

④ 衛生管理等

- ・事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- ・事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

⑤ 掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しなければならない。

⑥ 秘密保持等

- ・事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

⑦ 広告

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

⑧ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して当該指定訪問介護事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

⑨ 苦情処理

- ・事業者は、提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。
- ・事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- ・事業者は、提供した指定訪問介護に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

⑩ 損害賠償

事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

⑪ 会計の区分

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分しなければならない。

⑫ 記録の整備

- ・ 事業者は、設備、備品、従業員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ・ 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

5. 基準該当サービスに関する基準

(1) 人員に関する基準

① 従業者

従業者の基準を、訪問介護員等3名以上がサービス提供に従事し、そのうち、次の各号のいずれかに該当する者1名以上をサービス提供責任者とする。こととする。

イ. 介護福祉士

ロ. 訪問介護員養成研修1級課程を修了した者

ハ. 訪問介護員養成研修2級課程を修了した者であって実務経験が3年以上のもの

② 管理者

管理者1名を置くこと

イ. 当該事業所の訪問介護員等との兼務可

ロ. 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(2) 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの区画を有すること。

(3) 運営に関する基準

4. の基準のうち、(1) の⑧、⑬のうち法定代理受領サービス提供時の利用料の徴収に係る部分及び(2) の⑨のうち国民健康保険団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。

※ 4 (1) の「㉔同居家族に対するサービス提供の禁止」の取扱いについては、継続して検討する。

2. 訪問入浴介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその

居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持・向上を図るものでなければならない。

- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定訪問入浴介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 従業者

看護職員 1名、介護職員 2名。そのうち1名を常勤とする。

(2) 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

① 当該事業所の常勤の訪問入浴介護の従業者との兼務可

② 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

3. 設備に関する基準

(1) 入浴に必要な設備及び材料を備えること

(2) 事務室

事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問入浴介護を提供した際は、利用料として、当該指定訪問入浴介護について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

・ 事業者は、同一事業所において、指定訪問入浴介護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。

・ 事業者は、前二項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定訪問入浴介護の基本取扱方針

- ・指定訪問入浴介護は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針

指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問入浴介護の実施に当たっては、常に利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- 二 指定訪問入浴介護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問入浴介護の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定訪問入浴介護の実施に当たっては、1回の訪問につき、看護職員1名、介護職員2名を配置し、そのうち1名を当該サービス提供の責任者とする。ただし、利用者の身体状況が安定しているなど、入浴により利用者に異常が起こる可能性がないと認められる場合においては、医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定訪問入浴介護の実施に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。

④ 緊急時等の対応

指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師やあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑤ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦居宅介護支援事業者等との連携、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知、は訪問入浴介護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 管理者の責務

- ・管理者は事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- ・管理者は、事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

② 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問入浴介護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 その他運営に関する重要事項

③ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦広告、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備、は訪問入浴介護について準用する。

5. 基準該当サービスに関する基準

(1) 人員に関する基準

- ① 従業者
看護に従事する者 1名、介護に従事する者 2名 を置くこととする。
- ② 管理者
管理者を1名置くこと
イ、当該事業所の訪問入浴介護の従業者との兼務可
ロ、併設する施設・事業所等がある場合には、業務に支障がない場合に限りこれらの施設・事業所の従業者（管理者を含む。）との兼務可

(2) 設備に関する基準

- ① 入浴に必要な設備及び材料を備えること
- ② 事務室
事業を行うために必要な広さの区画を有すること。

(3) 運営に関する基準

4. の基準（(1)の⑤及び(2)の③により準用する基準を含む。）のうち、(1)の①のうち法定代理受領サービス提供時の利用料の徴収に係る部分、(1)⑤により準用する訪問介護の「⑧法定代理受領サービスを受け

るための援助」及び(2)の③により準用する「④苦情処理」のうち国民健康保険団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。

3 訪問看護

1. 基本指針

- ・指定居宅サービスたる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定訪問看護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 訪問看護ステーションの場合

① 看護職員

保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦、准看護師

管理者を含め、常勤換算で2.5名以上配置し、うち1名は常勤とすること

② 理学療法士、作業療法士 実情に応じた適当数

③ 管理者

常勤の管理者を1名置くこと

イ. 管理者は保健婦、保健士、看護婦又は看護師であること

ロ. 当該事業所の常勤の看護職員との兼務可

ハ. 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

(2) 病院・診療所の場合

訪問看護に従事する保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師が配置されていること

3. 設備に関する基準

(1) 訪問看護ステーションの場合

① 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を有すること

ただし、保険医療機関、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所又は福祉用具貸与事業所と当該事業所が併設の場合には、必要な広さの専用の区画を有すること

② 必要な設備、備品を備えること。

(2) 病院・診療所の場合

- ① 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること
- ② 必要な設備、備品を備えること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① サービス提供困難時の対応

事業者は、利用申込者の病状、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

② 居宅介護支援事業者等との連携

- ・事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ・事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

③ 健康手帳への記載

事業者は、健康手帳を有する利用者に対して行った指定訪問看護の提供に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。

④ 利用料等の徴収

- ・事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問看護を提供した際は、利用料として、当該指定訪問看護について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・事業者は、同一事業所において、指定訪問看護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定訪問看護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第44条の4第1項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第17条第1項に規定する医療若しくは同法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額の間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・事業者は、前二項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を超える場合の交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関

して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

⑤ 指定訪問看護の基本取扱方針

- ・指定訪問看護は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑥ 指定訪問看護の具体的取扱方針

看護婦等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の実施に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 二 指定訪問看護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の実施に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってその提供を行う。
- 四 指定訪問看護の実施に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

⑦ 主治の医師との関係

- ・管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- ・事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- ・事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- ・上記にかかわらず当該事業者が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師による指示を示す文書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は診療記録への記載をもって代えることができる。

⑧ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

- ・看護婦等（准看護婦等を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び利用者の療養の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。
- ・看護婦等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

- ・看護婦等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明しなければならない。
- ・看護婦等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- ・管理者等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導、管理をしなければならない。

⑨ 緊急時の対応

看護婦等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

⑩ 同居家族に対する訪問看護の禁止

事業者は、事業所の看護婦等にその同居家族たる利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

⑪ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知は訪問看護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦広告、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備、
- ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、①管理者の責務

は、訪問看護について準用する。

※ 基準該当サービスに関する基準については、継続して検討する。

※ 4 (1) の「⑩ 同居家族に対する訪問看護の禁止」の取扱いについても継続して検討する。

4 訪問リハビリテーション

1. 基本方針

- 指定居宅サービスたる訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- 事業者は、指定訪問リハビリテーションの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

病院又は診療所において訪問リハビリテーションに従事する理学療法士又は作業療法士が配置されていること

3. 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- 事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問リハビリテーションを提供した際は、利用料として、当該指定訪問リハビリテーションについて法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 事業者は、同一の事業所において、指定訪問リハビリテーション（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定訪問リハビリテーションに係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との

間に、不合理な差異を設けてはならない。

- 事業者は、前二項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針

- 指定訪問リハビリテーションは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、必要なリハビリテーションに関する目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

理学療法士又は作業療法士が行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 常に、利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告する。

④ 訪問リハビリテーション計画の作成

- 医師及び理学療法士又は作業療法士は、当該医師の診療を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- 医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、利用者又は家族に対し、訪問リハビリテーション計画の内容について説明しなければならない。
- 訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑤ 準用

- 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難

時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知

- ・訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載、は訪問リハビリテーションについて準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
- ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務は訪問リハビリテーションについて準用する。

5 居宅療養管理指導

1. 基本方針

- ・指定居宅サービスたる居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定居宅療養管理指導の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業

者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 病院又は診療所の場合

- ① 居宅療養管理指導に従事する医師又は歯科医師が配置されていること。
- ② 居宅療養管理指導の内容に応じ、薬剤師、歯科衛生士（訪問による口腔衛生に関する指導については、保健婦、保健士、看護婦、看護師、准看護師又は准看護師を含む）又は管理栄養士が配置されていること。

(2) 薬局の場合

居宅療養管理指導に従事する薬剤師が配置されていること。

3. 設備に関する基準

(1) 病院又は診療所の場合

- ① 居宅療養管理指導を行うために必要な広さを有すること。
- ② 必要な設備、備品を備えること。

(2) 薬局の場合

- ① 居宅療養管理指導を行うために必要な広さを有すること。
- ② 必要な設備、備品を備えること。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- ・事業者は、法定代理受領サービスたる指定居宅療養管理指導を提供した際は、利用料として、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・事業者は、同一の事業所において、指定居宅療養管理指導（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定居宅療養管理指導に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・事業者は、前二項の利用料のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針

- ・ 指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

- ・ 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導又は助言等を行う。
 - 二 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
 - 三 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の策定、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
 - 四 それぞれの利用者について、実施した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。
- ・ 薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - 二 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 三 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - 四 それぞれの利用者について、実施した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、

- ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知、
- ・ 訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
 - ②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載
 は居宅療養管理指導について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類、利用料及びその他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
 - ③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備
- ・ 訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
 - ①管理者の責務
 については、居宅療養管理指導について準用する。

6 通所介護

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。